

電子商取引モニタリング事業の評価（案）の概要

1. 事業概要

- 事業内容：（１）E-mail 広告に係る調査
（２）インターネット等における広告等の調査
- 実施期間：平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 3 年間
- 応札者数：2 者

2. 事業実施に関する評価

- 確保されるべき質として設定された以下の項目を全て達成している。
- （１）事業の実施体制の確保
 - （２）調査に係る以下の事項の確保
 - 1) E-mail 広告に係る調査
 - ①海外発（中国等）メール調査：該当するもの全数
 - ②国内発（オプトイン）メール調査：年間 60,000 件以上
 - ③Web サイト調査：年間 100,000 件以上
 - ④再送信禁止義務違反調査：該当するもの全数
 - 2) インターネット等における広告等の調査
 - ①オークション等 3 事業調査：年間 8,000 件以上
- 創意工夫に関しても、受託事業者から違反サイト発見率の向上や危険ドラッグ販売サイト調査の効率化等の改善がなされ、良好に業務が実施された。

3. 実施経費に関する評価

本事業の実施経費については、単年度当たり 82,600 千円であり、従来の実施経費（112,342 千円：市場化テスト実施直前の平成 24 年度）と比べて、29,742 千円（26%）の経費が削減されている。

4. 今後の事業について

民間競争入札の導入により、公共サービスの質の確保及び実施経費の削減の双方が実現している。更に民間事業者の創意工夫も十分発揮されていることから、良好な実施状況であると評価できる。

このため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会）」Ⅱ. 1.（1）の基準に基づき、今期をもって市場化テストを終了し、次期においては、消費者庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図り、事業を実施することが適当であると考えられる。

以上